

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示案新旧対照表  
 ○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

別表		改正案		別表		現行	
番号	医療機器の名称	日本工業規格	使用目的、効能又は効果	番号	医療機器の名称	日本工業規格	使用目的、効能又は効果
一〇八 百二十 二	(略)	(略)	(略)	一〇八 百二十 二	(略)	(略)	(略)
八百二 十三	1 血管造影用カテ ーテル 2 非中心循環系動 脈用カテール 3 ガイディング用 血管内カテール 4 非中心循環系血 管内カテール 5 非中心循環系塞 栓除去用カテ ール 6 非中心循環系バ ルーン拡張式血管 形成術用カテ ール 7 スネア用カテ ール	T三二六八	血管に挿入留置し、造影、 輸血、採血、血圧測定、 カテール等の誘導、異 物若しくは凝血塊の除去、 狭窄部の拡張、一時閉塞 又は薬液注入に用いるこ と。ただし、非中心循環 系で用いるものに限る。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

